

社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 障害児・者支援施設ひかり学園の設置経営
- イ 障害児・者支援施設高千穂学園の設置経営
- ウ 救護施設清風園の設置経営
- エ 障害児・者支援施設ひまわり学園の設置経営
- オ 軽費老人ホーム青島荘の設置経営
- カ 児童養護施設青島学園の設置経営
- キ 特別養護老人ホーム霧島荘の設置経営
- ク 知的障害者総合福祉施設向陽の里の設置経営
- ケ 特別養護老人ホームみやざき荘の設置経営
- コ 養護老人ホーム東岳荘の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（障害福祉サービス事業所向陽園並びにひかり学園、高千穂学園、ひまわり学園、向陽の里、霧島荘及びみやざき荘）
- イ 相談支援事業（ひかり学園、高千穂学園、ひまわり学園及び向陽の里）
- ウ 老人居宅生活支援事業
 - (ア) 老人居宅介護等事業（霧島荘及びみやざき荘）
 - (イ) 老人デイサービス事業（霧島荘）
 - (ウ) 老人短期入所事業（霧島荘及びみやざき荘）
- エ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業（ひまわり学園）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、子ども、障がい者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市原町2番22号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の報酬総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会には議長を置く。
- 3 議長は、評議員会の開催の都度、評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を付して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の常務理事をもって法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の常務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準等に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に規定する別表に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、宮崎県との県有財産譲与契約により取得した財産以外の基本財産で、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、

理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 向陽の里診療所の設置経営

- (2) 居宅介護支援事業
 - (3) 障害者就業・生活支援センター事業
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（日中一時支援事業）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

（解散）

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（法第45条の36項第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事 鹿島透
" 坂元又夫
" 岩切省一郎
" 富高憲晃
" 高宮澄男
監事 橋口重則

附則

1 この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附則

2 この定款は、平成3年4月1日から施行する。

附則

3 この定款は、平成5年7月26日から施行する。

附則

4 この定款は、平成7年7月24日から施行する。

附則

5 この定款は、平成8年4月1日から施行する。

附則

6 この定款は、平成9年6月1日から施行し平成9年4月1日から適用する。

附則

7 この定款は、平成10年4月1日から施行する。

附則

8 この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附則

9 この定款は、平成12年4月1日から施行する。

附則

10 この定款は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

11 この定款は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

12 この定款は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

13 この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

14 この定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

15 この定款は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

16 この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

17 この定款は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

18 この定款は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

19 この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

20 この定款は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

21 この定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

22 この定款は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

23 この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

24 この定款は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

25 この定款は、平成20年12月4日から施行する。

附 則

26 この定款は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

27 この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

28 この定款は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

29 この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

30 この定款は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

31 この定款は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

32 この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

33 この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

34 この定款は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

35 この定款は、平成25年11月28日から施行する。

附 則

36 この定款は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

37 この定款は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

38 この定款は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

39 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

40 この定款は、平成29年8月9日から施行する。

附 則

41 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第29条関係)

1 現金 100,000千円

2 土地

	地 番	地目	面 積
ア	宮崎県延岡市櫛津町3427番4	宅地	7596.69平方メートル
	宮崎県延岡市櫛津町3427番41	宅地	958.60平方メートル
イ	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜963番10	宅地	1,901.78平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜963番11	宅地	788.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜963番40	畑	203.00平方メートル
ウ	宮崎県都城市都原町7226番	学校用地	756.00平方メートル
	宮崎県都城市都原町7227番	学校用地	661.00平方メートル
	宮崎県都城市南横市町4337番1	畑	1,683.00平方メートル
	宮崎県都城市南横市町4337番2	畑	1,251.00平方メートル
	宮崎県都城市南横市町4338番1	畑	2,829.00平方メートル
エ	宮崎市大島町北ノ原1030番3	宅地	8,236.62平方メートル
オ	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1348番1	山林	17,141.00平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1348番2	公衆用道路	3,011.00平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1348番3	山林	2,456.00平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1351番	公衆用道路	666.00平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番1	宅地	856.64平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番2	宅地	747.91平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番5	宅地	924.07平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番6	畑	2,783.62平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番7	畑	758.15平方メートル
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番8	宅地	130.26平方メートル

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1353番	山林	13,548.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1354番	雑種地	1,017.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1355番1	公衆用道路	161.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1355番2	宅地	1,735.73平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1355番3	畑	1,435.28平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1357番	宅地	440.26平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1358番1	公衆用道路	1,363.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1361番	宅地	1,524.48平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1362番	雑種地	392.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1363番	雑種地	337.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1365番	宅地	1,994.82平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1366番1	宅地	9,285.14平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1368番	宅地	1,257.45平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1370番	山林	76.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1377番	山林	5,128.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1378番	宅地	4,457.95平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1379番1	宅地	497.41平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1388番	公衆用道路	3,992.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1389番	山林	9,179.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1390番	雑種地	9,948.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番1	宅地	4,554.74平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番11	宅地	5,536.54平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番14	雑種地	887.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番16	雑種地	1,435.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番19	雑種地	724.00平方メートル

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番21	宅地	1,509.61平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番22	宅地	24.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番28	保安林	2,405.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番31	宅地	390.29平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1407番	宅地	1,549.40平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1410番1	宅地	681.18平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1410番2	公衆用道路	278.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1411番3	山林	3,073.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1411番4	公衆用道路	1,041.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1411番5	宅地	103.77平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1411番6	宅地	241.87平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1411番7	公衆用道路	149.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1414番	山林	762.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1416番	山林	4,819.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1418番1	山林	317.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1421番	畑	3,921.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1427番	保安林	2,185.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1428番1	山林	7,209.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1431番	宅地	1,948.07平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1436番	畑	770.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1448番	山林	721.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1450番1	山林	1,971.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1450番2	公衆用道路	382.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1450番3	公衆用道路	459.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1451番1	山林	792.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1455番	山林	348.00平方メートル

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1456番	山林	13,303.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1460番1	山林	3,958.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1460番2	山林	1,035.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1461番1	山林	13,210.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1473番1	山林	26,163.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1475番	山林	771.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1481番	山林	1,042.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1488番	畑	9,343.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1490番1	畑	1,098.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1490番2	山林	312.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1503番1	畑	4,108.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1504番	山林	2,032.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1510番	山林	696.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1511番	山林	419.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1517番2	畑	529.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1518番	畑	523.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1521番	畑	7,297.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1526番	山林	1,976.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1530番	畑	790.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1531番	畑	996.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1532番	畑	931.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1535番	山林	619.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1544番	畑	2,327.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1552番	山林	1,799.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1571番1	畑	648.00平方メートル

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1580番	山林	10,873.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1588番	畑	6,949.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1592番	畑	1,291.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1594番	畑	602.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1597番	畑	3,609.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1608番	山林	6,368.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1624番1	山林	3,276.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番1	保安林	12,343.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番2	畑	381.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番3	畑	667.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番4	畑	1,711.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番5	保安林	14,019.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番6	山林	41.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番7	畑	467.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番8	山林	111.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番9	保安林	7,430.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1644番10	保安林	137.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1645番	山林	1,036.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上代486番	田	1,916.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上代489番	田	1,902.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上代523番	田	1,841.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上代525番	田	1,933.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸字内ケ迫2077番	山林	16,480.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸字内ケ迫2079番	山林	922.00平方メートル
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹ヶ山1765番	山林	7,634.00平方メートル

カ	宮崎県児湯郡新富町大字日置字乳母作1 1 1 2番2	宅地	292.50平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 2 9番1	宅地	5,250.02平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 3 4番1	田	473.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 3 5番1	田	449.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 3 9番	田	650.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 4 0番1	田	1,414.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田9 4 6番1	田	3,224.00平方メートル
	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜9 6 3番3	宅地	3,430.92平方メートル
キ	宮崎県宮崎市大字本郷南方字榎田2 5 9 5番	宅地	6,662.99平方メートル
	宮崎県宮崎市大字本郷南方字榎田2 5 9 5番1	宅地	62.99平方メートル
ク	宮崎県都城市山之口町花木字佐土原2 4 0 6番1	宅地	9,891.12平方メートル
	宮崎県都城市山之口町花木字銭亀2 3 0 2番1	宅地	9,739.63平方メートル
ケ	宮崎県宮崎市大字田吉字松崎4 9 7 7番3 7 4	宅地	12,892.76平方メートル
	宮崎県宮崎市大字田吉字松崎4 9 7 7番4 0 5	公衆用道路	683.00平方メートル
コ	宮崎県都城市都原町7 1 7 0番	宅地	4,966.56平方メートル
	宮崎県都城市都原町7 1 7 2番1	宅地	180.23平方メートル
	宮崎県都城市都原町7 1 7 5番	宅地	5,004.93平方メートル
サ	宮崎県宮崎市青島西1丁目3番1	宅地	10,372.04平方メートル
	宮崎県宮崎市青島西1丁目3番2	宅地	2,513.85平方メートル

3 建物

	所在地	構造	床面積	名称
ア	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜9 6 3番1 0	コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建	62.94平方メートル	裁縫室
イ	宮崎県延岡市榑津町3 4 2 7番4	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	183.61平方メートル	機能訓練棟

ウ	宮崎県宮崎市大島町北ノ原1 030番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	196.64平方メートル	事務所
		鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	547.68平方メートル	寄宿舍
		鉄骨造スレート葺平家建	437.90平方メートル	作業所
		鉄骨造スレート葺2階建	196.64平方メートル	作業所
		鉄骨造スレート葺平家建	199.09平方メートル	作業所
		木造亜鉛メッキ鋼板葺平家 建	6.99平方メートル	倉庫
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	19.87平方メートル	倉庫
		鉄骨造スレート葺2階建	172.69平方メートル	倉庫
		木造スレート葺平家建	36.10平方メートル	作業所
		コンクリートブロック造ス レート葺平家建	2.96平方メートル	倉庫
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	10.22平方メートル	倉庫
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	70.03平方メートル	作業所
		エ	宮崎県東諸県郡国富町大字本 庄字竹原1402番地11、 1402番地21	鉄筋コンクリート造合金メ ッキ鋼板葺2階建
木造スレート葺平家建	14.57平方メートル			便所
宮崎県東諸県郡国富町大字本 庄字竹原1402番地1	軽量鉄骨造スレート葺平家 建		186.32平方メートル	作業所
	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家 建		14.98平方メートル	物置
宮崎県東諸県郡国富町大字本 庄字竹原1402番地1	軽量鉄骨造スレート葺平家 建		186.32平方メートル	作業所
宮崎県東諸県郡国富町大字本 庄字竹原1402番地11	鉄骨造スレート葺平家建		161.80平方メートル	車庫
宮崎県東諸県郡国富町大字本 庄字竹原1402番地11、 1402番地31	鉄骨造スレート葺平家建		294.75平方メートル	倉庫
	コンクリートブロック造ス レート葺平家建		9.72平方メートル	物置
	コンクリートブロック造ス レート葺平家建	6.55平方メートル	物置	

		コンクリートブロック造スレート葺平家建	3.01平方メートル	物置
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1390番地	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	49.50平方メートル	物置
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1421番地	木造スレート葺平家建	4.94平方メートル	便所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番地1、1354番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	898.25平方メートル	養護所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番地2	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	7.15平方メートル	便所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	281.50平方メートル	作業所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地1	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・スレート葺平家建	44.25平方メートル	作業所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1431番地	鉄骨造スレート葺平家建	275.02平方メートル	作業所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1431番地	軽量鉄骨造スレート葺平家建	13.69平方メートル	物置
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1431番地	コンクリートブロック造スレート葺平家建	29.61平方メートル	物置
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1378番地、1366番地1、1407番地、1378番地先	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	855.91平方メートル	養護所
		鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	54.78平方メートル	浴場
		軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	14.98平方メートル	倉庫
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1378番地、1366番地1、1378番地先	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,731.33平方メートル	養護所
		鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	100.80平方メートル	浴場
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	29.70平方メートル	物置
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	20.52平方メートル	機械室
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	19.98平方メートル	作業所

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	59.40平方メートル	作業所
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	20.35平方メートル	物置
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	270.34平方メートル	養護所
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	10.03平方メートル	物置
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1402番地11	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	262.22平方メートル	養護所
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	12.92平方メートル	物置
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	9.40平方メートル	休憩室
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1365番地、1361番地、1365番地先	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	460.94平方メートル	養護所
	木造ビニール板葺平家建	9.72平方メートル	洗濯場
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1410番地1、1366番地1、1411番地6、1410番地1先	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	425.00平方メートル	養護所
	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	33.67平方メートル	休憩室
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1407番地、1407番地先、1410番地1	鉄筋コンクリート陸屋根3階建	744.88平方メートル	事務所
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1366番地1、1366番地1先、1411番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	567.84平方メートル	養護所
	コンクリートブロック造スレート葺平家建	16.80平方メートル	物置
	コンクリートブロック造スレート葺平家建	3.03平方メートル	物置
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1366番地1、1366番地1先	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	20.72平方メートル	物置
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1366番地1、1368番地、1365番地、1366番地1先	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,534.68平方メートル	養護所
	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	86.20平方メートル	浴場

	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1366番地1、1379番地1、1368番地、1366番地1先	鉄筋コンクリート造ビニール板葺平家建 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 鉄筋コンクリート造ビニール板葺平家建 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 木造亜鉛メッキ鋼板葺・ビニール板葺平家建	27.00平方メートル 1,700.94平方メートル 121.27平方メートル 27.00平方メートル 10.12平方メートル 19.38平方メートル	洗濯場 養護所 浴場 洗濯場 物置 休憩室、洗濯場
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1355番地2、1352番地2、1352番地5、1352番地8、1357番地	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建	1,947.78平方メートル	養護所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字竹原1352番地6、1352番地2、1352番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	432.00平方メートル	作業所
	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字上ノ原1588番地	木造スレート葺平家建	151.62平方メートル	作業所
オ	宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜963番地3、963番地10、宮崎県児湯郡新富町大字日置字池田929番地1、934番地1	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 コンクリートブロック造スレート葺平家建 鉄骨造スレート葺平家建 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 鉄骨造スレート葺平家建 コンクリートブロック造スレート葺平家建	1,224.01平方メートル 48.00平方メートル 110.42平方メートル 3.91平方メートル 50.99平方メートル 82.80平方メートル 75.39平方メートル 5.69平方メートル	養護所 機械室 集会室 物置 車庫 作業所 作業所 便所

		鉄骨造スレート葺平家建	90.00平方メートル	倉庫
		木造スレート葺平家建	40.00平方メートル	倉庫
		鉄骨造スレート葺平家建	180.00平方メートル	作業所
カ	宮崎県宮崎市大字本郷南方字 榎田2595番地、2595 番地先	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	970.35平方メートル	老人ホーム
		鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	278.46平方メートル	老人ホーム
		鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	201.40平方メートル	老人ホーム
		鉄筋コンクリート造スレ ート葺平家建	126.54平方メートル	集会所
		鉄骨造スレート葺平家建	36.35平方メートル	物干場
		コンクリートブロック造ス レート葺平家建	3.15平方メートル	物置
		コンクリートブロック造陸 屋根平家建	17.92平方メートル	倉庫
		コンクリートブロック造ス レート葺平家建	1.54平方メートル	物置
		コンクリートブロック造ス レート葺平家建	5.67平方メートル	物置
キ	宮崎県都城市山之口町花木字 佐土原2406番地1	鉄骨コンクリート造陸屋根 平家建	1,303.09平方メートル	老人ホーム
		鉄骨コンクリート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平家建	57.00平方メートル	霊安室・車 庫
		木造セメント瓦葺平家建	18.54平方メートル	物置
		軽量鉄骨造ビニール板葺平 家建	13.54平方メートル	物置
ク	宮崎県宮崎市大字田吉字松崎 4977番地374	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	2,311.24平方メートル	老人ホーム
		鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	93.60平方メートル	機械室
		鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	63.75平方メートル	作業所
		鉄骨造合金メッキ鋼板葺平 家建	46.80平方メートル	車庫

		木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	36.00平方メートル	倉庫
		木造スレート葺平家建	30.25平方メートル	車庫
		コンクリートブロック造スレート葺平家建	26.28平方メートル	物置
ケ	宮崎県宮崎市清武町木原字内山4257番地7	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建	2,062.81平方メートル	養護所
		鉄筋コンクリートコンクリート屋根平家建	108.00平方メートル	作業所
		鉄骨造スレート葺平家建	54.00平方メートル	物置
		鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	17.10平方メートル	車庫
コ	宮崎県都城市都原町7170番地、7175番地、7172番地1	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根平家建	1,647.00平方メートル	養護所
		軽量鉄骨造スレート葺平家建	20.91平方メートル	作業所
		軽量鉄骨造スレート葺平家建	26.00平方メートル	倉庫
		木造スレート葺平家建	48.60平方メートル	作業所
		コンクリートブロック造スレート葺平家建	3.91平方メートル	物置
		鉄骨造スレート葺平家建	67.50平方メートル	倉庫
		木造カラー鋼板横葺平家建	156.00平方メートル	ショート等専用棟
サ	宮崎県延岡市櫛津町3427番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	2,037.06平方メートル	校舎
		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	110.00平方メートル	機械室
		コンクリートブロック造スレート葺平家建	4.83平方メートル	ガス庫
		コンクリートブロック造スレート葺平家建	7.87平方メートル	便所
		木造カラーベスト葺平家建	64.80平方メートル	事務所
		鉄骨造スレート葺平家建	235.01平方メートル	作業場
		木造スレート葺平家建	98.11平方メートル	宿舎

シ	宮崎県宮崎市青島西1丁目3番地1	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 コンクリートブロック造スレート葺平家建 木造ルーフィング葺2階建 木造ルーフィング葺2階建	1,415.86平方メートル 33.24平方メートル 4.94平方メートル 212.00平方メートル 184.20平方メートル	養護所 車庫 プロパン庫 訓練棟 養護所
ス	宮崎県都城市山之口町花木字銭亀2302番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	7,003.50平方メートル	老人ホーム